

外国人就労者の 「特定技能」の在留資格を 有する外国人就労者に対する 民間算賃住宅への導入方針 に関する意見



この度の改正入管法¹により、「特定技能」の在留資格が新設され、2019(平成31)年4月1日より一定の専門性・技能を有する外国人就労者²を認定する制度が実現されました。

我が国の深刻な人手不足を補うため、民間算賃住宅の多くが有効活用し、外国人就労者を新たに受け入れる方針を取っています。

本法による手引書³は、民間算賃住宅の多くが有効活用し、外国人就労者を受け入れる方針を取っていることを示すものです。

※1：出入国管理及国際化推進法第10条第3項第3号の規定による改正
※2：特定技能者認定基準
※3：2018(平成30)年法律第102号

受付期間：平日9時～18時

0120-37-5584

受付時間
受付電話番号

(公社)全国算賃住宅经営者協会連合会
[略称：全大連会]

[お問い合わせ用封筒の用意方法]

- ◎ 外国人就労者が向むく多文化共生社会における「特定技能」（全国約100ヵ所）他の
- ◎ 国土交通省「外国人の民間算賃住宅入居開始方針」を行った「登録事業者等一覧」
- ◎ 国土交通省「外国人の民間算賃住宅入居開始方針」、「部屋探しの方法」
- ◎ 滋賀県「導特実技能外国人支援に関する一導特実技能外国人支援に関する基準」



本方針の趣旨と確認記述について、資料集に記載してあります。
[URL] <https://www.chintai.or.jp/worker/shiryō.pdf>

資料集



●資料集について



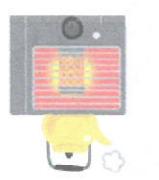
外国人の入居者に関する調査、親切な対応を心掛けて、安心安全の日本語で丁寧に対応する方針です。

⑤ 外国人就労者の理解を得るために日本語で明るい方針



外国人就労者の支援が必要な機関等の担当者が日本語で丁寧に対応する方針です。

④ 近隣住民とのトラブル防止策として、緊急連絡先（主に就労者）



就労者用具や設備、器具の使用方法を分かりやすく説明する方針です。



日本の分別方法や生活習慣への注意、ナレッジ・浴室の使い方や機器の取扱い等の情報提供を行う方針です。

③ 居室内における事故防止対策実施方針



就労者用具や設備、器具の使用方法を分かりやすく説明する方針です。

② 民間算賃住宅における安全管理方針



就労者用具や設備、器具の使用方法を分かりやすく説明する方針です。

① 国内就労者、受け入れ機関等の相談窓口方針



就労者用具や設備、器具の使用方法を分かりやすく説明する方針です。

● 小さな問題の大問題

